

介護保険法等に規定する指定居宅介護支援事業者に対する行政処分について

〔平成 27 年 9 月 25 日〕
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定居宅介護支援事業者である株式会社介護相談室トシに対し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 84 条第 1 項第 3 号及び第 6 号の規定に基づく行政処分を行いました。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 株式会社介護相談室トシ
代表者名 代表取締役 後藤 利行
所在地 旭川市神楽 6 条 8 丁目 3 番 3 号

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
ケアプランセンタートシ	居宅介護支援	平成 22 年 8 月 21 日	旭川市神楽 6 条 8 丁目 3 番 12 号

3 処分内容

- 指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止する。

（平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 か月間、新規利用者の受入停止とする）

サービスの種類	根拠法令
居宅介護支援	介護保険法第 84 条第 1 項第 3 号及び第 6 号
処分日	平成 27 年 9 月 24 日

4 処分の原因となる事実

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 27 年旭川市条例第 24 号）第 16 条第 9 号及び第 14 号の規定に適合していないにもかかわらず、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）別表注 2 に定められている運営基準減算を算定しなかった。